株明文堂印刷

発行人

平 成二十九年

00

뮹

外

(水曜日)

日

+

月

八

目

次

則

規

大分県行政組織規則の一部改正…

○規

則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月八日

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県規則第六十一号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。

を加える。 第十七条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号

十三 公共用トイレの維持・美化の総括に関すること

第四十四条の十三の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条第三号中「こと」

の下に「(自然公園のトイレに関することを含む。)」を加え、同条中第八号を第七号と し、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

この規則は、公布の日から施行する。